

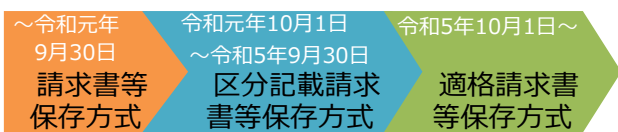
# 10月以降の請求書等の発行と区分経理をおさらい — 区分記載請求書等保存方式 —

令和元年10月1日より、消費税率が複数税率となるのと同時に、区分記載請求書等保存方式が始まります。この区分記載請求書等保存方式下での請求書等の発行と区分経理を、改めて確認しましょう。

## 1. 帳簿及び請求書等の保存要件の改正

令和元年10月1日より、消費税の納税額は、標準税率（10%）と軽減税率（8%）の税率ごとに計算することとなりました。この計算に対応できるよう、これまでの仕入税額控除の要件であった帳簿や請求書等の記載と保存（請求書等保存方式）が、次の期間に応じて改正されています。

### <仕入税額控除の方式>



請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式との違いは、次のとおりです。

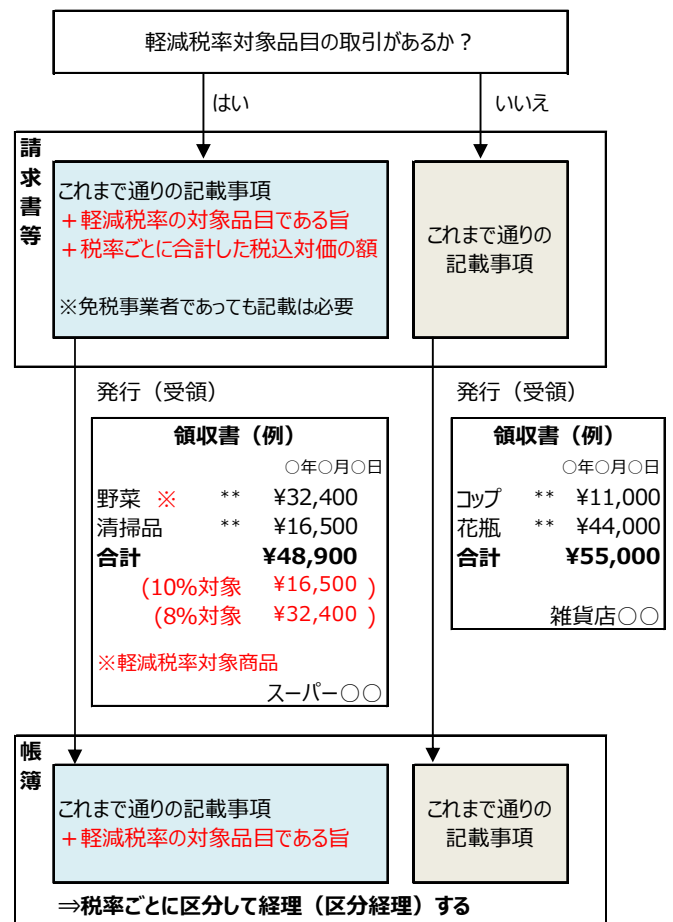
	請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式※1
請求書等	①請求書発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④対価の額 ⑤請求書受領者の氏名又は名称（相手が不特定多数の場合は省略可能）	左記①～⑤に加え※2 ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率ごとに合計した税込対価の額
帳簿	①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④対価の額	左記①～④に加え ⑤軽減税率の対象品目である旨

※1 現行と同様、3万円未満の少額取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、請求書等の保存は求められない。

※2 ⑥⑦の記載がないときは、交付を受けた側が追記可能。

つまり、区分記載請求書等保存方式が始まると、**軽減税率対象品目の取引がある事業者**は、次のフローチャートのとおり、これまでの記載事項にプラスした請求書等（以下、区分記載請求書等）の発行や区分経理が必要となります。

### <区分記載請求書等保存方式下での請求書等・帳簿の記載>



また、消費税の課税事業者で仕入税額控除の適用を受けるには、上記の請求書等や帳簿の保存が必要です。

## 2. 区分経理（記帳）

区分記載請求書等を基に帳簿等に記帳する例を、確認しましょう。

（前提）会社名：霞ヶ関商事(株)、経理方法：税込み、課税期間：平成31年1月1日～令和元年12月31日

### （1）発行した請求書等の控えを基に、帳簿等に記載する例

**【元帳】**

2019年		売上		
月	日	摘要	借方	貸方
11	11	掛売上 (株)東京商店		
		日用品		22,000
		食料品 ※		21,600
		掛売上 (株)埼玉商事		
		日用品		16,500
		食料品 ※		32,400
		※ 軽減税率対象品目		

軽減税率対象品目である旨の記載は、右例の「※」等の記号の記載 + 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする他、税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。下記（2）も同様。

**納品書兼請求書 (控) NO.45**

2019年11月11日

(株)東京商店 御中

割り箸 550円

牛肉 ※ 5,400円

：

合計 43,600円

(10%対象 22,000円)

(8%対象 21,600円)

※ 軽減税率対象品目

霞ヶ関商事(株)

**納品書兼請求書 (控) NO.46**

2019年11月11日

(株)埼玉商事 御中

紙コップ 2,200円

牛乳 ※ 10,800円

：

合計 48,900円

(10%対象 16,500円)

(8%対象 32,400円)

※ 軽減税率対象品目

霞ヶ関商事(株)

### （2）受領した請求書等を基に、帳簿等に記載する例

**【元帳】**

2019年		仕入		
月	日	摘要	借方	貸方
11	18	掛仕入 (株)静岡商店		
		日用品	55,000	
		食料品 ※	75,600	
11	19	仕入 (株)山梨商店		
		日用品	88,000	
		食料品 ※	64,800	
		※ 軽減税率対象品目		

**請求書 NO.32**

2019年11月18日

霞ヶ関商事(株) 御中

紙皿 5,500円

コーヒー ※ 16,200円

：

合計 130,600円

(10%対象 55,000円)

(8%対象 75,600円)

※ 軽減税率対象品目

(株)静岡商店

**領収書 NO.15**

2019年11月19日

霞ヶ関商事(株) 御中

割り箸 2,200円

鮮魚 ※ 54,000円

：

合計 152,800円

(10%対象 88,000円)

(8%対象 64,800円)

※ 軽減税率対象品目

(株)山梨商店

出典：国税庁「消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド（令和元年6月）」